

静岡市規則第 12 号

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 7 年 9 月 30 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（その他の手続等への準用）

第17条 市長等が所管する手続等であって条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

別表を次のように改める。

1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （1）電子情報処理組織を使用する方法により行う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供 （2）電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長
--	---

	等への提供 (3) 個人番号カードの市長等への提示
2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 (1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項
3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号 ウ 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 (2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他

	の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供
4 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	電子情報処理組織を使用する方法により行う商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供
5 印鑑登録証明書	電子情報処理組織を使用する方法により行う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。